

来年度に定年延長になる職員又は 定年前再任用短時間勤務職員をお考えの方へ

財産形成貯蓄の積立額の変更等を行う場合には、金融機関等での手続が必要です。
今回の募集期間中に手続をされない場合、現在の積立額で、給与からの積立額控除が継続、又は終了しますので、下記について御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 募集期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで

（令和8年度（2026年度）熊本県教職員に係る財産形成貯蓄募集要領）

2 定年延長をお考えの方

（1）年金財形を契約中の職員に係る確認事項

積立額の変更は、上記1の期間中に行うことができます。

積立終了時期の変更を御希望の場合は、積立終了時期の到来前に、金融機関等で変更の手続を行う必要があります。変更の手続を行える時期は、金融機関等ごとに異なりますが、積立終了時期の数か月前に申し出が必要となる場合がありますので、御利用の金融機関等にお問い合わせください。

※積立終了時期の変更は、積立終了時期の到来後はできませんので御注意ください。

積立額の変更及び積立終了時期の変更をする場合は、「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を御利用の金融機関等経由で御提出ください。

（2）一般財形又は住宅財形を契約中の職員に係る確認事項

積立額の変更は、上記1の期間中に行うことができます。変更する場合は、「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を御利用の金融機関等経由で御提出ください。

3 定年前再任用短時間勤務をお考えの方

積立額の変更又は積立終了時期の変更については、基本的には、上記「2 定年延長をお考えの方」の（1）及び（2）と同じです。

ただし、来年度以降も積立の継続を御希望の方は、年金財形、一般財形及び住宅財形のいずれも、来年度に付与される新職員番号を記入した「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を、利用の金融機関等経由で御提出いただく必要がありますので、御留意ください。

※御提出がなければ、来年度からは天引がされなくなります。

※積立の継続を御希望の方は、新職員番号がわかり次第の手続となります。令和9年3月天引分までは、引き続き現在の契約内容で天引きされます。

4 その他

「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」の様式は金融機関にあります。